

# 芝浦工業大学校友会 福井県支部会則

## 第一章 総則

第1条 本会の名称は芝浦工業大学校友会福井県支部と称する。

第2条 本会は校友会本部との連絡を図り、また福井県支部会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第二章 会員

第3条 本会は福井県内に在住する、芝浦工業大学卒業生をもって組織する。

## 第三章 役員

第4条 本会に下記の役員を置くものとする。

(1) 会長1名 副会長2名 幹事3名

第5条 役員任期は2年とする。但し交代制を原則とするが、やむを得ない場合は再選を妨げない。

第6条 (1) 会長は本会を代表し会務を統轄する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時は副会長のうち会長の指名する者が会務を処理する。

(3) 幹事はこの会に関する運営事項を処理し合議制としそのうち1名は会計幹事に充てるものとする。

## 第4章 会議

第7条 本会は毎年1回7月下旬に通常総会を開くものとし、会長が必要と認めた時または会員の3分の2以上の要求があった場合は臨時総会を開くことができる。

第8条 会議事項は会則の変更、収支決算、その他重要事項を審議するものとし、会議議決は出席者の過半数以上の同意を求めなければならない。

第9条 会長が必要と認めるとき、適宜幹事会を開くことができる。

## 第五章 慶弔

第10条 会員（会費の納入に無関係）及び同居の親族（配偶者と親）が死亡した場合には、本人の場合は花輪と香典（年会費の2倍相当程度）、親族の場合は弔電のみとする。ただし、本人の場合に限り後で事実を知った場合には香典のみを行うこととする。

## 第六章 会計

第11条 本会の経費は会費及び寄付金等をもってこれに充てる。

(1) 年会費制とし5,000円を徴収するものとする。徴収の方法は、会長が指定した口座に毎年7月末までに振り込むか、通常総会時に支払うものとする。

(2) 会の経費に不足を生じたとき、会長は幹事会と協議のうえ臨時徴収をすることができる。

## 第七章 施行期日

第12条 本規約は平成3年7月26日より効力を生ずる。

平成15年7月25日 一部改正